

家具家電レンタル規約

レンタル明細書の注文者である借主（以下「甲」という。）と貸主サンウエル株式会社（以下「乙」という。）は次の通り家電レンタル賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結したので、その証として本書1通を作成し、甲乙記名捺印の上、乙は本書を、甲は写しを保有する。

第1条（貸主が設置した家具家電の権利関係）

家具家電付きプランの利用により設置された家具・家電（以下「設置家具家電」といいます。）は賃貸契約書の対象物です。所有権は貸主にあります。退去の際は原状回復のうえ引き渡し時の場所に配置してください。

第1条（契約の目的）

乙は甲に対し、別紙レンタル明細書（以下「明細書」という。）に記載する商品（以下「本物件」という。）を賃貸し、甲はこれを借受ける。

第2条（契約期間、レンタル期間）

- (1) 本契約の契約期間は、賃貸契約不動産の入居期間中の毎月自動更新とする。
- (2) 甲が本契約の一部、又は全部を解除する時は解除の2ヶ月前までに管理会社へその旨を通知するものとする。但し、契約の解除は再契約を妨げるものではない。
- (3) レンタルの開始日は、乙が甲に本物件を引き渡す日とし、不動産の賃貸借契約の終了日を持って本契約は終了する。

第3条（レンタル料金）

- (1) 本物件のレンタル料金及び付帯料金（運搬・設置・取付）は別紙レンタル明細書に記載する。
- (2) 甲は乙に対し、上記のレンタル料金及び付帯料金を、本物件が甲に引渡される日までに、一括して乙の指定する方法により乙に支払うものとする。

第4条（本物件の引渡し）

- (1) 乙は甲に対し、本物件をレンタル開始日に賃貸借契約室内及び玄関ドア前におい甲に引渡す。
- (2) 甲は本物件を直ちに点検し、何らかの瑕疵を発見した時は直ちに乙に通知しなければならない。

第5条（瑕疵担保責任）

- (1) 乙は甲に対し、引渡し時において、本物件が正常な性能を有している事を担保する。
- (2) 第2条のレンタル期間中、甲の責によらない事由で生じた瑕疵により、本物件の通常使用が不能となった時は、乙は修繕または乙が指定した同等品と交換する。ただし、現物が確認できない場合、または借主の故意・過失等より設置家具家電が故障・損壊・滅失（借主が売却等の処分をした場合を含む）したものに関しては甲が弁償するものとする。又、乙は本

物件の瑕疵による経済的損害、2次災害については担保しない。

- (3) レンタル期間中の故障品交換、並びにレンタル終了時の該当品の設置場所からの取り外し部屋外までの搬出は甲が行い乙に引き渡すものとする。又、交換品の室内への設置は甲が行うものとする。
- (4) 前項にかかわらず、以下の事由により本物件に瑕疵が生じたときは、乙は一切の責任を負わない。
 1. 甲に引渡した時点とは異なる仕様・用法で甲が本物件を使用したとき。
 2. 引渡し後、乙の事前の承諾を得ずに、甲が本物件を納品場所以外へ運搬・移動したことにより瑕疵が生じたとき。

第6条（本物件の使用管理義務、損傷、汚損、滅失等）

- (1) 甲は、本物件を善良なる管理者の注意をもって管理し、本物件を通常の用法に則って使用する。善管注意義務又は通常の用法に則らない使用により本物件が損傷、故障または汚損したときは、その原因の如何を問わず、甲の費用負担により、甲が修繕または洗浄する。
- (2) 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ないで、本物件を譲渡、質入れ、転貸及び改造（分解、調整等を含む）をしてはならない。また、本物件が乙の所有であることを明示する標識等を除去または隠蔽してはならない。
- (3) 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ないで、本物件を納品場所以外に運搬、移動してはならない。
- (4) 本物件自体及びその設置、保管、使用によって第三者が損害を被ったときは、甲がその損害を賠償するものとする。
- (5) 天災地変その他不可抗力により、本物件の全部が滅失もしくは使用不能になったときは、本契約は終了する。その場合、甲はその旨を乙に通知し、甲が加入している借家人賠償保険の申請手続きをするか又は、甲は乙に対し物件の購入代価相当額を直ちに支払うものとする。
- (6) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立てまたは公租公課滞納処分等、本物件の乙の所有権を侵害または侵害する恐れのある事由が生じたときは、甲は乙に対して直ちに通知し、当該侵害者に対して本物件が乙の所有であって自己の所有でないことを主張、立証しなければならない。

第7条（中途解約、契約解除）

- (1) 第2条のレンタル期間中、甲が自己都合等、乙の責にならない事由により本物件を解約するとは、乙は支払済みのレンタル料金について、その残存期間に当たる分の返還を要さない。
- (2) 甲が次の各号の一つに該当したときは、乙は催告をしないで本契約を解除できる。乙に損害が生じたときは、甲は賠償しなければならない。
 - 1、レンタル料金等の支払いを怠ったとき。
 - 2、本契約に記載の義務に反したとき。
 - 3、自己破産申請をしたとき。
 - 4、小切手または手形の不渡りを出したとき。
 - 5、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立て公租公課滞納処分等を受け、または、特別清算、民事再生、破産、会社更生等の申立てがあったとき。
 - 6、営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止、その他業務継続不能な処分を受けたとき。

7、経営が相当悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。

第8条（本物件の返還）

本契約が中途解約、契約解除または第2条のレンタル期間満了により終了したときは、乙は本物件を回収する。

第9条（再レンタル・契約期間延長）

第2条のレンタル期間の満了に際し、甲が本物件の再契約・延長を希望するときは、新たに本契約を締結するものとし、第2条のレンタル期間の満了日までに、甲乙間において再レンタル期間、料金等に関する詳細を定めるものとする。

第10条（協議事項）

この契約に定めのない事項及び解釈上疑義を生じたときは、甲及び乙双方協議の上解決する。

第12条（合意管轄）

本契約に関する解決については、札幌地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第〇条（利用規約の変更）

1 乙は以下の場合に、乙の裁量により、利用規約を変更することができます。

（1）利用規約の変更が、本サービス利用者全体の利益に適合するとき。

（2）利用規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 乙は前項による利用規約の変更にあたり、変更後の利用規約の効力発生日の1か月前までに、利用規約を変更する旨及び変更後の利用規約の内容とその効力発生日を当社ウェブサイトに掲示し、または契約不動産の掲示板等に書面で掲示します。

3 変更後の利用規約の効力発生日以降に本契約利用者が本サービスを利用したときは、又は継続して利用し続けている利用者は、利用規約の変更に同意したものとみなします。

2023年4月1日発効

賃借人（甲）

住所

氏名印

賃貸人（乙）

住所 〒069-0815 江別市野幌末広町5-15

サンウエル株式会社 （法人番号 1430001084394）